# 役員報酬規程

（目的）

第１条 この規程は、特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸（以下、CS神戸という）の役員の報酬および役員に対する実費の弁償等について必要な事項を定める。

（意義）

第２条 この規定における役員報酬とは、当法人が代表権を持つ役員に対し、その役務の対価として支払うものをいう。

（報酬等の支給方法）

第３条 役員報酬は通貨を持って本人に支給する。

（報酬の支払いおよび額の決定）

第４条 理事の報酬の額および額の改定については、役務の状況等に応じて、理事会の決議で定めるものとする。

（計算期間ならびに支給日）

第５条　支給期間は、毎月１日より起算し、毎月月末に締める。

※本基準は２０１３年６月１日から実施する。

２０２３年４月１日　　改定

２０２５年１２月１５日　改定

２０２６年５月２４日　　改定